通所リハビリテーション利用料内訳

【介護給付費単位数】

（令和４年10月改定）

以下の単位数に地域ごとに決められている１単位の単価（10円）を乗じて金額に換算したものに、利用者ごとの負担割合を乗じた金額になります。

区　　分	1～2時間未満	2～3時間未満	3～4時間未満	4～5時間未満	5～6時間未満	6～7時間未満	7～8時間未満
要介護１	366単位	380単位	483単位	549単位	618単位	710単位	757単位
要介護２	395単位	436単位	561単位	637単位	733単位	844単位	897単位
要介護３	426単位	494単位	638単位	725単位	846単位	974単位	1039単位
要介護４	455単位	551単位	738単位	838単位	980単位	1129単位	1206単位
要介護５	487単位	608単位	836単位	950単位	1112単位	1281単位	1369単位

※サービス提供の延長時間帯については加算料金を請求しない。

〈各種加算〉

リハビリテーション提供体制加算				
3時間以上4時間未満	4時間以上5時間未満	5時間以上6時間未満	6時間以上7時間未満	7時間以上
12単位	16単位	20単位	24単位	28単位

リハビリテーションマネジメント加算　（月単位算定）							
（A）イ		（A）ロ		（B）イ		（B）ロ	
開始月から6月以内	開始月から6月超	開始月から6月以内	開始月から6月超	開始月から6月以内	開始月から6月超	開始月から6月以内	開始月から6月超
560単位	240単位	593単位	273単位	830単位	510単位	863単位	543単位

- 入浴介助加算（Ⅰ）　40単位/日
- 〃　（Ⅱ）　60単位/日
- 短期集中個別リハビリテーション実施加算　110単位/日（退院、認定日から３月以内）
- 認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ　240単位/日（退院、開始日から３月以内）
- 〃　Ⅱ　1,920単位/月（退院、開始日から３月以内）
- 生活行為向上リハビリテーション実施加算　1,250単位/月（開始月から６月以内）
- 移行支援加算　12単位/日
- 中重度者ケア体制加算　20単位/日
- 若年性認知症利用者受入加算　60単位/日
- 重度療養管理加算　100単位/日
- 栄養改善加算　200単位/回　（３月以内・月２回を限度）
- 栄養アセスメント加算　50単位/月
- 口腔･栄養スクリーニング加算（Ⅰ）　20単位/回（６月に１回を限度）
- 〃　（Ⅱ）　5単位/回（６月に１回を限度）
- 口腔機能向上加算（Ⅰ）　150単位/回　（３月以内・月２回を限度）
- 〃　（Ⅱ）　160単位/回　（３月以内・月２回を限度）
- 科学的介護推進体制加算　40単位/月
- サービス提供体制加算（Ⅰ）　22単位/日
- 介護職員処遇改善加算Ⅰ　所定単位数に4.7％を乗じた単位数
- 介護職員等ベースアップ等支援加算　所定単位数に1.0％を乗じた単位数

〈各種減算〉

- 事業所が送迎を行わない場合　減算　47単位/片道

【実費利用料】

- 食　費（昼食）　600円
- 日常生活費　実　費（本人の希望するもの）
- 教養娯楽費　実　費（　〃　〃　）
- おしめ代　実　費（ご持参の方は不要　）
- 理容代　実　費
- 基本時間外施設利用サービス　500円/日